

統一協会への公開質問状送付の件

2016年9月27日

文化庁長官 宮田亮平様
文化庁宗務課 担当課長 御中

全国靈感商法対策弁護士連絡会

代表世話人 同 郷路征記 (札幌)

代表世話人 弁護士 平岩敬一 (横浜)

代表世話人 同 中村周而 (新潟)

代表世話人 同 河田英正 (岡山)

東京都新宿区新宿1-15-9 さわだビル5階

東京共同法律事務所

TEL:03-3341-3133 FAX:03-3355-0445

(連絡先) 事務局長 弁護士 山口 広



当連絡会は、本年9月16日付で、同封の公開質問状を世界基督教統一神霊協会へ送付致しました。

質問事項は、いずれも宗教法人としてゆるがせにできない重大事項であります。貴庁におかれましては、事態の重要性を認識されていることと存じますので、各質問事項につきまして是非毅然たる対応をとられますようお願いいたします。

公開質問状

2016年9月16日

東京都渋谷区松濤1-1-2

世界平和統一家庭連合

(旧 世界基督教統一神霊協会)

会長 徳野英治 様

全国靈感商法対策弁護士連絡会

代表世話人 弁護士 平岩 敬一(横浜)

代表世話人 同 郷路 征記(札幌)

代表世話人 同 中村 周而(新潟)

代表世話人 同 河田 英正(岡山)

(連絡先) 東京都新宿区新宿1-15-9 さわだビル5階

東京共同法律事務所

TEL 03-3341-3133 FAX 03-3355-0445

事務局長 弁護士 山口 広

昨年8月26日の文化庁の名称変更認証を受けて、貴教団は「世界基督教統一神霊協会」(略称「統一協会」又は「統一教会」)から、「世界平和統一家庭連合」(略称「家庭連合」)に改称しました。当連絡会の弁護士は、貴教団傘下のビデオセンター、文化フォーラム、サークル会など勧誘窓口となる組織の担当信者らが、かねてより、貴教団への勧誘目的であることを隠匿して一般市民を誘い込んで通わせており、ひどい事例では特定宗教団体の教義を教え込む場であることさえ隠して通わせている実態が改まらないことを憂慮し、そのような勧誘活動の違法性・悪質性を指摘してきました。当連絡会は、この度の名称変更のために、勧誘される市民が特定宗教団体、とりわけ旧統一教会への勧誘であることに気付かないまま深入りさせられる事案が増加することを深く憂慮しています。これが、新たな被害の拡大になることのないよう警戒しています。

貴殿は本年8月末までの一年間は単なる世界平和統一家庭連合の表記のみならず「旧統一教会」と併記する旨言明していますが、現実にはそのような併記がなされず、あまつさえ特定宗教団体への勧誘であることさえ隠した勧誘が昨年9月以降今日に至るまで全国各地で散見される現実があります。

このような勧誘行為が違法であることは多くの判例で明示されていることです。念のため、平成24年3月29日札幌地裁判決と同25年10月31日札幌高裁判決の該当部分を同封するので、深く吟味するよう求めます。

また、本年1月13日東京地裁判決及び本年6月28日東京高裁判決では、統一教会の組織的活動として「信者の財産状態を把握した上で」「夫や他の家族の金を拠出するように指示をし、夫の財産を夫の意思に反して内緒で献金する等の名目で交付させていた」事実が認定されました。この東京高裁判決は貴教団が上告しなかったことから判例として確定しています。念のため東京地裁判決の該当部分を同封します。

このような現実及び判例を踏まえ次の2点を申し入れます。10月14日迄に文書で回答下さい。

1. 信者が街頭で一般人に声をかけ、その一般人や信者の友人、家族（FF伝道）をビデオセンターに誘う時には、冒頭にはっきりと宗教法人である家庭連合（旧統一教会）の勧誘活動であること、そして家庭連合（旧統一教会）の教義を学ぶことになることを、明示するべきです。この全国の傘下組織への徹底についてどのようになされるおつもりか回答されたい。
2. 前述した東京地・高裁の平成28年1月6日の各判決を踏まえ、家族とりわけ配偶者や親の資産を信者が本人の意思に反し、又は本人に無断で献金等の名目で家庭連合（旧統一教会）やその傘下組織、個人に交付させないようすべきです。その趣旨の徹底をどのようになされるおつもりか回答されたい。

添付書類

1. 札幌地裁平成24年3月29日判決抜粋
2. 札幌高裁平成25年10月31日判決抜粋
3. 東京地裁平成28年1月13日判決抜粋

以上